

第15章 監査委員事務局

〔総括概要〕

監査等については、令和3年度監査実施方針及び年間監査計画に基づいて、定例監査、例月出納検査、決算審査・基金運用状況審査・健全化判断比率等審査、工事監査及び財政援助団体等監査を実施した。

監査に当たっては、栃木市監査基準第3条に基づき、市の事務の管理、執行等について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の視点を掲げ実施した。

また、監査の結果に関する報告等については、市議会及び市長等に提出するとともに公表し、適宜措置状況の報告を求めるることにより、民主的かつ効率的な行財政の執行に資し、もって市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現の寄与に努めた。

監査係

1 監査委員の状況

- ・識見を有する者 藤沼 康雄 平成26年5月18日就任
- ・議会選出者 入野 登志子 令和2年6月5日就任

2 監査等の実施状況

令和3年度監査実施方針及び年間監査計画により、次のとおり実施した。

(1) 定例監査

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、経営管理部、会計課、議会事務局及び選挙管理委員会事務局並びに寺尾財産区の定例監査は書面による審査に変更して実施した。監査結果の報告については、地方自治法第199条第9項の規定により、市議会、市長及び関係執行機関に提出し、かつ、これを公表した。

対象部局等	対象課等	実施日
総合政策部	総合政策課（スポーツ連携室）、秘書課、広報課、行財政改革推進課、情報システム課、危機管理課、国体推進課	5月26日（水）
地域振興部	地域政策課、大平地域づくり推進課、藤岡地域づくり推進課、都賀地域づくり推進課、西方地域づくり推進課、岩舟地域づくり推進課、蔵の街課、市民スポーツ課、渡良瀬遊水地課	5月27日（木）

消防本部 消防署	消防総務課、予防課、警防課、通信指令課、 消防第1課、消防第2課	6月 28日（月）
生活環境部	市民生活課、交通防犯課、 保険年金課、環境課（斎場整備室）、 クリーン推進課、人権・男女共同参画課	6月 29日（火）
会計課 議会事務局 選挙管理委員会事務局	会計課 議事課 選挙管理委員会事務局	書面審査
経営管理部 寺尾財産区	総務課、職員課、契約検査課、管財課、 財政課、税務課、収税課 管財課	書面審査
保健福祉部 こども未来部	福祉総務課、障がい福祉課、高齢介護課、 地域包括ケア推進課、健康増進課（新型コロナウイルス感染症対策室） 子育て支援課、保育課	10月 26日（火）
小中学校	皆川城東小学校、吹上小学校、寺尾小学校、 小野寺小学校、皆川中学校、吹上中学校、 寺尾中学校	11月 4日（木） 11月 5日（金）
産業振興部 農業委員会事務局	商工振興課、観光振興課、農業振興課、 農林整備課、産業基盤整備課 農業委員会事務局	12月 27日（月）
教育委員会事務局	教育総務課、 学校教育課（グローバル教育推進室）、 学校施設課、保健給食課、生涯学習課、 文化課	12月 28日（火）
上下水道局	上下水道総務課、水道建設課、 下水道建設課	1月 26日（水）
都市建設部	道路河川整備課（治水対策室）、 道路河川維持課、都市計画課、 市街地整備課、公園緑地課、建築住宅課、 建築指導課	1月 27日（木）

(2) 例月出納検査

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、7月分、8月分及び12月分は書面による審査に変更して実施した。検査結果の報告については、地方自治法第235条の2第3項の規定により、市議会及び市長に提出した。

対象	実施日	対象	実施日
令和2年度 3月分	4月 26日（月）	令和3年度 8月分	書面審査
令和2年度 4月分	5月 27日（木）	〃 9月分	10月 26日（火）
令和3年度 4月分		〃 10月分	11月 25日（木）

令和2年度 5月分	6月 28日（月）	〃 11月分	12月 27日（月）
令和3年度 5月分		〃 12月分	書面審査
令和3年度 6月分	7月 26日（月）	〃 1月分	2月 21日（月）
〃 7月分	書面審査	〃 2月分	3月 23日（水）

(3) 決算審査・基金運用状況審査

市長から審査依頼のあった令和2年度の決算及び基金運用状況について審査を行い、意見書を提出した。

対 象	実 施 日
水道事業会計	6月 25日（金）～8月 17日（火）
下水道事業会計	
寺尾財産区特別会計	7月 2日（金）～8月 17日（火）
一般会計	
国民健康保険特別会計	
後期高齢者医療特別会計	7月 2日（金）～8月 17日（火）
介護保険特別会計（保険事業勘定）	
介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）	
土地開発基金	
印紙等購買基金	
保護費即時払基金	7月 2日（金）～8月 17日（火）
奨学基金	

(4) 健全化判断比率等審査

市長から審査依頼のあった令和2年度の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について審査を行い、意見書を提出した。

対 象	実 施 日
健全化判断比率	
資金不足比率	7月 2日（金）～8月 17日（火）

(5) 工事監査

工事監査は、特定非営利活動法人建設技術監査センターに委託をして実施した。

なお、監査結果の報告については、地方自治法第199条第9項の規定により、市議会、市長及び関係執行機関に提出し、かつ、これを公表した。

対 象（抽出）	実 施 日
栃木インター西産業団地実施設計業務委託	12月 17日（金）

(6) 財政援助団体等監査

財政援助団体等監査を次のとおり実施し、監査結果については、地方自治法第199条第9項の規定により、市議会及び市長に提出し、かつ、これを公表した。

対 象（抽出）	実 施 日
栃木市国際交流協会	
栃木市スポーツ協会	2月 15日（火）

栃木地区交通安全協会

(7) 行政監査

令和3年度は対象となる案件がなかったため、実施していない。

(8) 要求監査

令和3年度は対象となる案件がなかったため、実施していない。

(9) 住民監査請求による監査

監査結果については、地方自治法第244条第5項の規定により、請求人に通知するとともに公表した。

件 名	監査結果
岩舟総合運動公園内の公園施設設置許可に関する覚書並びに当該設置許可、当該設置許可に伴う使用料及び当該設置許可施設の固定資産税に関する住民監査請求	棄却 (一部却下)